		豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物
	一～七　（略）	
記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 四　牛の肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとしてアルゼンチン又はウルグアイの政府機関が指定する農場において飼養したものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って熟成処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 五～九　（略）	一　肉のうち牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（規則第四十三条の表豚及びいのししに係	

		豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物
	一～七　（略）	
を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 四　牛の肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとしてウルグアイの政府機関が指定する農場において飼養したものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って熟成処理したものである旨を記載したウルグアイの政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 五～九　（略）	一　肉のうち牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（規則第四十三条の表豚及びいのししに係	